

監査人交代の理由等に関するアンケート調査結果

目 次

	頁
はじめに	1
提言における「監査人の交代時における開示の在り方」に関する指摘	1
監査人の交代に関する開示制度の概要	1
アンケート結果の概要	
1．事前調査の概要と結果	4
2．アンケート調査の概要	5
3．アンケート調査結果 交代時期・交代経緯	
(1) 交代時期(任期満了/期中交代)	6
(2) 任期満了 交代経緯(会社からの契約解除申入れ/監査人からの辞任申出)	6
4．アンケート調査結果 交代理由	
(1) 任期満了 会社からの契約解除申入れ理由	7
(2) 任期満了 監査人からの辞任申出理由	9
(3) 任期満了 分からない	10
5．アンケート調査結果 監査人の交代時における開示の在り方について	11
おわりに	13

はじめに

平成 28 年 3 月 8 日付けで、金融庁から、「「会計監査の在り方に関する懇談会」提言 会計監査の信頼性確保のために」(以下「提言」という。)が公表された。提言は、会計監査の信頼性確保のために取り組むべき事項の一つとして、「会計監査に関する情報の株主等への提供の充実」を掲げ、その一環として、監査人の交代時における開示の在り方に関する課題を明らかにした上で、監査人の交代の理由等についてより充実した開示を求めるとともに、開示の主体やその内容等について、改めて検討がなされるべきであると指摘している。当協会は、提言における指摘を踏まえて、当協会としての取組の方向性を検討するために、監査人交代の理由等の実態を把握するべく会員を対象にアンケート調査を実施した。本報告は、その監査人交代の理由等についての会員に対するアンケート結果を公表するものである。

提言における「監査人の交代時における開示の在り方」に関する指摘

提言は、「監査人の交代の理由・経緯、例えば会計処理に関して企業と監査人との意見の不一致等があったかどうか、は株主や投資家にとって極めて重要な情報である。」とした上で、「臨時報告書による開示については、企業による説明の内容が表層的・定型的となっており、株主等の十分な参考になっておらず、監査法人等からも具体的な意見が出しにくいケースがある、との指摘がある。」と述べている。また、「監査人の交代の理由等の開示について、株主等にとってより有用な情報の提供を確保することが必要である」とし、企業による監査人の交代の理由等について、より充実した開示がなされるよう要請するとともに、「例えば、日本公認会計士協会において、監査法人等が交代の理由等に関して適時意見を述べる開示制度を設けるなど、開示の主体やその内容について、改めて検討されるべきである」とし、新たな開示の主体として日本公認会計士協会を例として掲げ、監査人の交代理由等に係る開示制度の充実への取組が、監査人の独立性の確保に資することへの期待を示している。

監査人の交代に関する開示制度の概要

現状、監査人の交代理由等の開示については、金融商品取引法に基づく臨時報告書による開示と証券取引所(本報告では東京証券取引所の例を取り上げる。)の有価証券上場規程に基づく適時開示が制度として設けられている。

監査人交代時の開示については、平成 18 年 12 月に公表された金融審議会公認会計士制度部会報告「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」において、「監査人の交代については、監査人の独立性や地位が脅かされる形での交代を防止する等の観点から、交代が生じた際の情報開示について、その充実・強化を図っていくことが適当である」との認識の下に、以下の具体策が提示されている。

取引所の規則において上場会社に求められている監査人の交代に係る適時開示について、交代

があった旨に加えて、交代の理由についても十分な開示を求めていくことが検討されるべきである。

証券取引法上の臨時報告書やその後の有価証券報告書等においても、上場会社以外の開示会社も含めて、適切な開示が求められるべきである。

監査人の交代があった場合、監査人からも適時に開示がなされることが重要であり、監査人の交代の際に会社と監査人との間に意見の不一致があった場合等には、例えば、会社の臨時報告書や証券取引所における開示等を通じて監査人から適切な開示が行われていくよう制度の整備が図られるべきである。

これらの指摘を踏まえて、金融商品取引法に基づく臨時報告書による開示と有価証券上場規程に基づく適時開示における監査人交代の開示の充実・強化が図られている。具体的には、平成 20 年 3 月 28 日公布の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」において、監査人である公認会計士の異動を被監査会社の業務執行機関により決定した場合又は監査人から辞任の申し出があった場合等、企業が監査人の異動の決定又は異動に至った理由及び経緯を臨時報告書に記載することに加えて、異動する公認会計士にも、その異動理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る意見を表明することが求められ、意見を表明しない場合には、その旨及びその理由が臨時報告書に記載されることになった。

一方、有価証券上場規程による監査人交代の適時開示においても、決定事実（会社が公認会計士等の異動の機関決定をした場合）及び発生事実（公認会計士等からの退任の申し出等により異動が生じた場合）のそれぞれについて、臨時報告書と同じような事項の記載を求められており、加えて東京証券取引所の会社情報適時開示ガイドブックの「開示事項及び開示・記載上の注意」では、新たに監査人に就任する公認会計士等を候補者とする理由の記載も含まれている。

なお、それぞれの開示の概要は以下の表のとおりである。

監査人の交代に関する開示制度（概要）の比較

	金融商品取引法	東京証券取引所の有価証券上場規程
開示の形態	臨時報告書	適時開示
開示の根拠となる規定	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項九の四	東京証券取引所有価証券上場規程第402条(1)aj、(2)t
記載項目	<p>イ 異動に係る公認会計士等の氏名・名称</p> <p>ロ 異動の年月日（公認会計士等であった者が公認会計士等でなくなる場合には、下記の事項）</p> <p>ハ(1) 異動公認会計士等が直近において公認会計士等となった年月日</p> <p>(2)(3) 異動公認会計士等が作成した直近3年間の監査報告書等において、次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除外事項を付した限定付適正意見 / 結論、不適正意見 / 否定的結論 ・意見又は結論の表明をしない旨及びその理由 <p>(4) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯</p> <p>(5) (4)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る異動公認会計士等の意見</p> <p>(6) 異動公認会計士等が(5)の意見を表明しない場合には、その旨及びその理由（提出会社が異動公認会計士等に対し、(5)の意見の表明を求めるために講じた措置の内容を含む）</p>	<p>a. 異動年月日</p> <p>b. 就退任する公認会計士等の概要</p> <p>c. （公認会計士等が就任する場合）その者を公認会計士等の候補者とした理由</p> <p>d. 退任する公認会計士等の直近における就任年月日</p> <p>e. 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等</p> <p>f. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯</p> <p>g. f.の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見</p> <p>h. 退任する公認会計士等がgの意見を表明しない場合には、その旨及びその理由</p> <p>i. （新たに公認会計士等が就任しない場合）今後の見通し</p> <p>第402条(1)aj（決定事実）を抜粋 東京証券取引所の会社情報適時開示ガイドブック（2015年6月版）開示事項及び開示・記載上の注意より</p>

アンケート結果の概要

1. 事前調査の概要と結果

(1) 事前調査について

会員に対するアンケート調査を有効かつ効率的に実施するために、アンケート調査対象期間である平成26年4月から平成28年3月までに提出された監査人交代に係る臨時報告書に記載されている監査人交代の理由を調査した。なお、当該期間における監査人交代に係る臨時報告書提出会社は延べ261社であったが、そのうち上場会社216社を調査対象とした。

(2) 事前調査の結果

公表されている臨時報告書による事前調査の結果は、以下のとおりである。

【表1】

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯	会社数	構成比
任期満了	158	73.1%
監査法人の合併	35	16.2%
期中交代	10	4.6%
監査人からの辞任申出(*1)	4	1.9%
その他(*2)	9	4.2%
計	216	100%

(*1) 任期満了又は期中交代の記載無し
 (*2) 監査人の行政処分、監査法人解散等

【表2】

任期満了の内訳	会社数	構成比
任期満了との記載のみ	118	74.7%
グループ監査人の統一	22	13.9%
監査人からの辞任申出	10	6.3%
その他	8	5.1%
計	158	100%

【表3】

期中交代の内訳	会社数	構成比
合意解除	6	60.0%
監査人からの辞任申出	4	40.0%
計	10	100%

【表1】に示すとおり、監査人交代の理由で最も多いのは「任期満了」の158社であり、全体の約73%を占めた。次に「監査法人の合併」35社（約16%）、「期中交代」10社（約5%）と続いた。

「監査人からの辞任申出」については、辞任の理由に関する具体的な記載は見られなかった。また「その他」については、記載内容は様々であったが、例えば、監査人が行政処分を受けた、監査法人の解散等、会社にとって不可避的な理由が記載されており、交代理由は明確であった。

<監査人の意見付記は1社のみ>

臨時報告書の記載事項に関する内閣府令によれば、会社が公表する交代の理由について異動監査公認会計士等（以下「前任監査人」という。）が意見を述べるができるが、当該記載があったのは、1社のみであった。記載内容の概要を脚注¹に示している。

<任期満了のみの記載は75%>

任期満了に関する記載の内訳は【表2】のとおりである。任期満了との記載のみの会社が118社であり、任期満了を理由とする交代の約75%を占めた。次に多かったのは、グループ監査人の統一である。監査人からの辞任申出については具体的な理由は記載されていなかった。

1 記載内容の概要（臨時報告書の記載を要約）

監査法人からは、第三者委員会の調査等を踏まえ、当社が組織的な隠ぺい工作を行い、その結果、監査法人が監査を十分に行うことができなくなっていたと認識しており、その当時の主な経営陣が退任したことを考慮しても、会計監査人を継続することはできないと考えたことにより監査契約を締結しない旨の申し出を行ったとの連絡を受けております。

2. アンケート調査の概要

(1) アンケート調査の概要

調査実施期間	平成 28 年 5 月 16 日～同年 6 月 20 日
調査対象	平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月に臨時報告書が提出された監査人交代
対象事務所数	67 監査法人又は会計事務所
対象会社数	延べ 216 社
調査方法	質問票によるアンケート調査

(2) アンケート項目

1. 交代時期（任期満了 / 期中交代）
2. 交代経緯（会社からの契約解除申入れ / 監査人からの辞任申出）
3. 交代理由（選択肢から複数回答）
4. 監査人の交代時における開示の在り方について（自由回答）

3. アンケート調査結果 交代時期・交代経緯

(1) 交代時期（任期满了 / 期中交代）

【表4】

回答	前任監査人		後任監査人	
	件数	構成比	件数	構成比
交代件数	216	-	216	-
監査法人の合併等	44	-	44	-
前任又は後任の交代後の登録廃止	6	-	5	-
差引調査対象	166		167	
任期满了	127	96.9%	132	97.8%
期中交代	4	3.1%	3	2.2%
回答数計	131	100%	135	100%
/	78.9%		80.8%	

(注1)

(注2)

【表5】

アンケートの結果、監査人交代が任期满了か期中交代かという質問については、【表4】に示すとおり、任期满了との回答が圧倒的に多かった。任期满了が圧倒的に多いという傾向は臨時報告書の分析【表1】と同様である。

なお、期中交代の場合は、交代理由がある程度明確に記載されているため、以下では、任期满了の交代の具体的な理由についてアンケート結果に基づいて紹介する。

注1：監査人側の理由が臨時報告書により明らかなケースは前任監査人及び後任監査人ともに調査対象外としている（監査法人の合併、前任の上場会社登録事務所廃止等による交代）

注2：監査人交代をした後に、前任監査人又は後任監査人が上場会社監査事務所の登録を廃止したり、会員登録を廃止した等により監査人を調査対象外としている件数

注3：ととの件数の差は、アンケートの回答が得られなかったこと等によるものである。

(2) 任期满了 交代経緯（会社からの契約解除申入れ / 監査人からの辞任申出）

【表5】

回答	前任監査人		後任監査人	
	件数	構成比	件数	構成比
会社申入れ	88	69.3%	98	74.2%
監査人申出	38	30.0%	26	19.7%
分からない			4	3.0%
重複回答	1	0.8%	4	3.0%
計	127	100%	132	100%

任期满了による交代のケースについて、会社からの契約解除申入れがあったのか、監査人から辞任を申出たのかを質問したところ、前任監査人からの回答中、会社からの契約解除申入れが約70%であった。しかし、前任監査人と後任監査人の認識が必ずしも一致しておらず、前任監査人からの回答数が88件であるのに対し、後任監査人からの回答数は98件と10件の差が見られた。

なお、アンケートは基本的に一件の交代に関し、前任監査人及び後任監査人の双方に対して実施しているが、いずれか一方からしか回答が得られていないケースもあるため、前任監査人からの回答数と後任監査人からの回答数は一致していない。

以後のセクションでは、会社からの契約解除申入れと監査人からの辞任申出に分けてアンケート結果を記載している。

4. アンケート調査結果 交代理由（選択肢から選択、複数回答可）

(1) 任期満了 会社からの契約解除申入れ理由（複数回答可）

アンケートにおいて提示した選択肢は以下の ～ である。

回答選択肢		表6 回答カテゴリ	
監査報酬が折り合わない		監査報酬が折り合わない	
会計・監査上の見解相違により信頼関係の喪失		会計・監査上の見解相違により信頼関係の喪失	
連結グループ間での監査人統一		連結グループ（国内・海外）対応のための変更	
海外展開に合わせ国際的なファームを希望			
監査判断の意思決定が遅い		監査人の判断・対応が適時になされない	
相談事項に適時に対応してもらえない			
経験の浅い人員ばかりが担当		監査チームメンバーへの不満	
監査メンバーの変動が多い			
業務執行社員の関与時間が少ない			
監査時間がかかりすぎる		監査時間がかかりすぎる	
具体的な説明がなかったため分からない		分からない	
よく分からない（後任のみ選択肢あり）			
その他		その他	

上記 ～ の選択肢のうち、類似するものをグループ化して ～ の回答カテゴリに集約したアンケートの結果は以下のとおりである。

【表6】

回答カテゴリ	前任監査人		後任監査人	
	件数	回答率	件数	回答率
監査報酬が折り合わない	20	22.7%	12	11.9%
会計・監査上の見解相違により信頼関係の喪失	6	6.8%	8	7.9%
連結グループ（国内・海外）対応のための変更	41	46.6%	40	39.6%
監査人の判断・対応が適時になされない	-	-	19	18.8%
監査チームメンバーへの不満	3	3.4%	22	21.8%
監査時間がかかりすぎる	2	2.3%	2	2.0%
分からない	2	2.3%	2	2.0%
その他	27	30.7%	40	39.6%
計（注1）	101	-	145	-
「会社申入れ」会社数（注2）	89	100%	102	100%

（注1）複数回答可能なため、「会社申入れ」会社数と合計回答件数とは一致しない。

（注2）会社数は、【表5】の「会社申入れ」と「重複回答」の合計数と一致する。

[その他の回答内容]

(前任監査人)

- ・ 金融庁から行政処分を受けた
- ・ 会社の規模・業態に応じた監査法人へ変更
- ・ 会社方針（リスク回避・効果性等）による監査法人のローテーション実施
- ・ 社長との折り合いが悪い 等

(後任監査人)

- ・ 前任監査人が金融庁等から行政処分を受けた
- ・ 市場替えの申請のため、より社会的信用力のある監査法人へ交代
- ・ 会社の規模・業態に応じた監査法人へ変更
- ・ 会社方針（リスク回避・効果性等）による監査法人のローテーション実施等

任期満了で会社からの契約解除申入れのケースでは、「 連結グループ（国内・海外）対応のための変更」という回答が前任監査人及び後任監査人ともに最も多く、全回答件数に占める割合は、前者が約 47%、後者が約 40%であった。

次いで、前任監査人からは「 監査報酬が折り合わない」との回答が多く、回答件数は 20 件、回答率は約 23%であったのに対し、後任監査人からの同様の回答は、回答件数 12 件、回答率約 12%にとどまった。一方で、後任監査人は、前任監査人に対する不満（ ~ ）を選択したケースが合計で 43 件に上り、前任監査人からの回答件数合計 5 件を大きく上回った。

前任監査人又は後任監査人のいずれかが「 監査報酬が折り合わない」と回答した会社に対して、アンケート調査時までに提出された直近の有価証券報告書を用いて、監査人交代前後の監査報酬の変化を調査したところ、会社の上場廃止等や決算期の関係で監査報酬の推移を把握できなかった会社を除く 18 社のうち、交代後の監査報酬が増加したケースは極めて少なく、大多数の交代において監査報酬が減少していた。報酬が 50%以上減少したケースも 2 社あった。

なお、前任監査人が「 監査報酬が折り合わない」と回答した 20 件のうち 11 件、後任監査人が同様の回答をした 12 件のうち 9 件は、大手監査法人（有限責任 あずさ監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ及び PwC あらた有限責任監査法人を総称して「大手監査法人」と定義する。）からその他の監査法人へ交代されており、そのうち監査人交代後に提出された有価証券報告書で交代後の報酬が確認できたケース全てにおいて、監査報酬が減額されていた。

「 その他」の回答において、前任監査人からは、行政処分を受けたことを理由とした回答が 16 件と多く寄せられた一方で、後任監査人からの回答のうち、前任監査人の行政処分を理由としたものは 10 件にとどまった。また、前任監査人及び後任監査人の双方から、少数ながら、会社の方針（リスク回避や効果性期待、一定期間での定期交代等）による監査法人のローテーションの実施という回答があった。

(2) 任期满了 監査人からの辞任申出理由（複数回答あり）

アンケートにおいて提示した選択肢は以下の ～ である。

回答選択肢		表7 回答カテゴリ	
監査報酬が減額された（採算が合わない）		監査報酬が減額された（採算が合わない）	
会計・監査上の見解相違により信頼関係の喪失		会計・監査上の見解相違により信頼関係の喪失	
監査リスクが高まった		監査リスクが高まった	
監査法人の懲戒処分や解散		監査法人の解散や人員不足	
人員が確保できない			
監査時間が確保できない			
（共同監査や個人の場合）ローテーション		ローテーションや監査人の法人移動	
担当業務執行社員が別の監査法人へ移動			
会社で会計不祥事が起きた		会社で会計不祥事が起きた	
訂正監査の受嘱困難			
関与先の誠実性に疑念を持った		関与先の誠実性に疑念を持った	
監査証拠が入手できない			
よく分からない（後任のみ選択肢あり）		分からない	
その他		その他	

上記 ～ の選択肢のうち類似するものをグループ化して ～ の回答カテゴリに集約したアンケート結果は以下のとおりである。

【表7】

回答カテゴリ	前任監査人		後任監査人	
	件数	回答率	件数	回答率
監査報酬が減額された（採算が合わない）	6	15.4%	4	13.3%
会計・監査上の見解相違により信頼関係の喪失	4	10.3%	2	6.7%
監査リスクが高まった	15	38.5%	8	26.7%
監査法人の解散や人員不足	1	2.6%	1	3.3%
ローテーションや監査人の法人移動	4	10.3%	5	16.7%
会社で会計不祥事が起きた	5	12.8%	3	10.0%
関与先の誠実性に疑念を持った	6	15.4%	-	-
分からない			1	3.3%
その他	10	25.6%	10	33.3%
計（注1）	51	-	34	-
「監査人申出」会社数（注2）	39	100%	30	100%

（注1）複数回答可能なため、「監査人申出」会社数と合計回答件数とは一致しない。

（注2）会社数は、【表5】の「監査人申出」と「重複回答」の合計数と一致する。

[その他の回答内容]

(前任監査人)

- ・ 翌年度の監査契約を継続しない旨の申入れを行った
- ・ 親会社の監査リスクの高まりにより子会社も監査を辞退
- ・ 業務執行社員の退職
- ・ 会計不祥事後、訴訟によるコンフリクトを回避 等

(後任監査人)

- ・ 翌年度の監査契約を締結しない旨の申出を受けた
- ・ 会社が有価証券報告書の虚偽表示で課徴金を受けた
- ・ 経理機能の地理的な移動 等

前任監査人からの辞任申出により交代する場合には、「 監査リスクが高まった」という回答が、前任監査人からも後任監査人からも最も多かった。

「 関与先の誠実性に疑念を持った」という回答が、前任監査人からは6件あったのに対して、後任監査人からは皆無であり、両者の認識に大きな相違があった。監査人の交代においては、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に従い、後任監査人は、監査契約締結の可否の判断及び監査を実施する上で有用な情報を入手する必要があるため、この前任監査人の6件に該当する会社の後任監査人がどのように交代理由を認識しているのかを内容を掘り下げて調査したところ、6件中2件は、交代は会社からの監査契約解除申入れによるものと回答していることが分かった。その他4件については、「 会計・監査上の見解相違により信頼関係の喪失」、「 監査リスクが高まった」、「 会社で不祥事が起きた」と回答していることが分かった。

(3) 任期満了 分からない

【表5】において、前任監査人については、会社からの契約解除申入れか監査人からの辞任申出か、把握できないことは想定されないため「分からない」という選択肢は用意しておらず、該当の回答はない。

一方、後任監査人からは4件の回答があった。当該回答をした後任監査人は、交代経緯が会社からの契約解除申入れか監査人からの辞任申出かは「分からない」が、交代理由は把握しており、4件の回答中「連結グループ間での監査人統一」という回答が2件、「監査報酬が折り合わない」、「会計・監査上の見解相違により信頼関係の喪失」がそれぞれ1件ずつであった。

5. アンケート調査結果 監査人の交代時における開示の在り方について（自由回答）

アンケートの最後の項目として、「どういう仕組みがあれば、真の理由が開示できますか。」という自由記述式の問いを設けたところ、様々な回答が得られた。これらの回答のうち類似するものをグルーピングして分類した結果は【表8】のとおりである。

【表8】

分類	回答数	
運用を改善	65	【表9】
真の理由の開示は困難	27	【表10】
第三者機関が関与する	24	【表11】
現在のままでよい	16	
監査人が意見を開示	15	
その他	5	
計（注）	152	

（注）自由記載であり、会計事務所等でまとめて一つの回答や、会社別の回答等回答方法は様々であったため、回答数は飽くまで参考である。

運用を改善

会社が主体的に開示を行う現行の制度を抜本的に変更する必要はないが、運用を改善することによって、より有用な開示が行われるのではないかと趣旨の回答を、「運用を改善」に分類した。

具体的な回答内容を見ると、「今回のアンケートで示した程度の選択肢を示し、その中から複数選ばせることは、抵抗感もなく現状よりは充実した開示が行われるのではないか」という趣旨の回答が最も多かった。また、「具体的な開示を義務付ける必要がある」という趣旨の回答の中には、「任期満了」のみの記載は禁止するようにすべきとの回答が多数見られた。また、監査役等が監査役等の監査報告書に交代理由を開示すべきという回答もあった。

【表9】

内 訳
交代理由を一定の選択肢から選択させる
具体的な開示を義務付け
監査役が開示を行うよう義務付け
開示の前に監査人の承諾を得るよう義務付け
制度の趣旨を周知徹底する

真の理由開示は困難

真の理由開示は困難との回答の主な理由は【表 10】のとおりである。

【表 10】

理 由
複合的要因によるものも多く、何が真実なのかは正確に判断できない
守秘義務の制約があり、真の理由の開示は困難
訴訟リスク等を考慮すると現行の監査報酬の水準では対応困難
真の理由を第三者向けに公表することがベストだとは思わない

第三者機関が関与する

本分類では、【表 11】にあるとおり、第三者機関が会社及び監査人双方から交代理由について聴取し、両者の見解について検証を実施した上で外部公表するという回答が最も多かった。続いて、金融庁、(株)東京証券取引所又は日本公認会計士協会が会社及び監査人双方の意見を聴取し、外部公表するという回答が多かった。このほか、監査概要書に詳細な記載を求め、疑義があれば調査を行い、年 1 回結果を公表してはどうかとの回答も見受けられた。なお、日本公認会計士協会の場合は、上場会社監査事務所登録情報のウェブサイトに掲載してはどうかとの回答もあった。

【表 11】

内 訳
第三者機関が開示又は開示内容をレビューする
金融庁が開示する
東証が開示する
日本公認会計士協会が開示する

現在のままでよい

現在でも適切な開示はなされているとの回答もあった。これは、会社がグループ全体で監査人を交代したケースについての回答であり、回答者の事例では、「適切に開示されている。」というものである。

監査人が意見を開示

交代理由について、一方の契約当事者である会社の開示によっている現行制度では、真の理由の開示という目的を達成することは困難であるため、監査人が交代の理由を開示するのがよいのではないかと回答も複数得られた。主に前任監査人が開示するという内容だが、後任監査人が受嘱リスク等を開示してはどうかという回答も見受けられた。

その他

その他として次の回答もあった。

- ・ 監査報告書に「監査上の主要な事項（Key Audit Matter）」を導入する
- ・ 会社の監査報酬の根拠（見積時間、実績監査時間及びその内訳等）の開示を義務付ける
- ・ ネガティブな要因の場合には、開示の仕方によっては、会社、監査人ともにレピュテーションリスクを伴うことも考えられる

おわりに

本アンケート調査に先立って実施した事前調査の結果、監査人交代理由として臨時報告書に「任期満了」とのみ記載されているケースが、調査対象会社 216 社のうち 118 社と過半を占め、「任期満了」による交代に関して監査人が意見を述べているケースは、調査対象期間において僅かに 1 件のみであった。これらの結果は、「臨時報告書による開示については、企業による説明の内容が表層的・定型的となっており、株主等の十分な参考となっておらず、監査法人等からも具体的な意見が出しにくいケースがある、との指摘がある」という提言における記述を裏付けるものとも解される。

また、本アンケート調査では、「任期満了」による交代には、被監査会社側から契約解除の申出があった場合と前任監査人から辞任を申出た場合があり、いずれのケースにおいても、「会計・監査上の見解相違により信頼関係喪失」が直接の理由であるとする回答が、前任監査人及び後任監査人から複数示された。監査人交代の理由及び経緯に関しては、提言において、「監査人の交代の理由・経緯、例えば会計処理に関して企業と監査人との間に意見の不一致等があったかどうか、は株主や投資家にとって極めて重要な情報である。このため、監査人の交代の理由等は、企業が臨時報告書で開示することが求められており」と説明されている。本アンケート調査の結果は、「任期満了」とのみ理由が記載されている事例の中に、最終的には意見が一致し、監査人から適正意見が表明されているものの、適正意見を表明するに至るまでの過程において、提言において示されている「会計処理に関して企業と監査人との間に意見の不一致があった」ケースが存在することを窺わせるものであり、開示制度の趣旨が必ずしも実務において反映されていない場合があることを示唆しているとも解される。

さらに、監査人の交代時における開示の在り方についての質問に対しては、開示主体及び開示内容に関して、興味深い回答が得られた。これらの回答は、提言において示された「開示の主体やその内容について、改めて検討されるべきである」という要望について検討を進めるに当たり参考とした。

当協会は、今回のアンケートの結果を踏まえ、今後も、監査人交代に関する実態分析を続けていく所存である。

以 上